

新 議 第 279 号
平成27年 3 月 19 日

岡山県岡山市北区南方2丁目13番1号
(公社)岡山県聴覚障害者福祉協会
会長 中西 厚美 様

新見市議会議長 池 田 一 二



請願の審査結果について (通知)

平成27年 2 月 12 日受付で貴殿から提出された請願は、本会議において審査の結果、下記のとおり決定されましたので通知します。

記

1 請願事件名

請願第 8 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を
求める請願書

2 結 果

本件は、採択することに決定しました。

なお、関係機関に別紙のとおり意見書を提出しました。



手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えている。

よって、本議会は、下記事項を講ずるよう強く要望する。

১৮৮৮

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 3月19日

新見市議会議長 池 田 一 二 三

(本件提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長